六　遺族補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	
一　遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	○・八七
二　遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八九
三　遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	○・九二
四　国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八七
五　国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八七
六　国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九〇
四　国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
五　国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
六　国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・八〇
四　国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
五　国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
六　国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・八〇
四　国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
五　国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
六　国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・八〇
障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
旧国民年金法による障害年金	○・八九

附則第三条第二項中「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合又は遺族厚生年金等」に改め、「国民年金法の規定による」を削る。

附則第三条の二第一項中「旧国民年金法の障害年金」を「次の表の上欄に掲げる給付」に、「〇・八九」を「同欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率」に改め、同項に次の表を加える。

附則第三条の二第二項中「旧国民年金法の障害年金の額」を「前項の表の上欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合にあつては、その合計額）」に改める。

第九条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「第二十五条」を「第二十五条前段」に、「同法第三十八条」を「同法第三十八条第一項」に、「第三十八条の九」を「第三十八条の九第一項」に改め、「余裕金」の下に「、同法第三十八条の八第一項（厚生年金保険給付調整積立金）に規定する厚生年金保険給付調整積立金及び同法第三十八条の八の二第一項（退職等年金給付調整積立金）に規定する退職等年金給付調整積立金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の積立て）に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金及び同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金」を加え、「資金の運用）（同令」を「厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用）（同令」に、「第二十一条の四（準用規定）」を「第二十一条の三（準用規定）において準用する場合を含む。）及び第十六条の二第一項第四号（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）（同令第二十条及び第二十一条の三並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第百四十七条（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用）」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第十条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「の特例に係る負担金の金額」を「等の特例」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。」を「地共済法（」に改め、同項第一号中「地方公共団体支給給与月額（その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した給料（地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）」を「当該地方公共団体が当該検察官等に支給した報酬（前項の規定により読み替えられた地共済法」に「給料をいう。）の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等（」の下に「前項の規定により読み替えられた」を、「期末手当等をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「いう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（地方公共団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）」を「当該検察官等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額との合計額」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地共済法」という。）第二条第一項及び第百十六条第一項並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第六十八条第二項の規定の適用については、地共済法第二条第一項第五号中「とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中「とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の国家公務員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、地共済法第百十六条第一項中「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。